

第5章 教育・保育事業及び子ども・子育て支援事業  
(子ども・子育て支援事業計画)



# 第5章 教育・保育事業及び子ども・子育て支援事業 （子ども・子育て支援事業計画）

## 1 教育・保育の提供区域

子ども・子育て支援事業計画において、「量の見込み」及び「確保の方策」を設定単位として、地域の実情に応じて保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

### ◇区域設定の考え方

①目的	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保を決定する単位として設定
②設定の際の条件	地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案
③区域の広さの考え方	保護者やこどもが居宅より移動することが可能な区域

本村では、これまで、現在の教育・保育施設の配置状況や地域の実情を考慮して、教育・保育の量の把握の区域と同様の、「さくら小学校区」と「裏磐梯小学校区」の2つの小学校区単位に設定しています。

本計画においても、この考えを踏襲し、「さくら小学校区」と「裏磐梯小学校区」の2つの地区として教育・保育提供区域を設定します。

## 2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

量の見込みの設定にあたっては、過去5年間（令和2年～令和6年）の人口動向及び事業実績をもとに推計を行いました。

### ■教育・保育給付認定の区分

	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上の小学校就学前のこども		満3歳未満の 小学校就学前のこども
対象条件	2, 3号認定のこども以外	保護者の就労又は疾病その他の内閣府令で定める事由により 家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	
利用可能な 施設	幼稚園	保育園	
利用できる 時間帯	教育標準時間	保育標準時間（1日11時間まで）	
		保育短時間（1日8時間まで） ※保育標準時間と保育短時間は就労時間等の保育の必要量によって決定	

第5章 教育・保育事業及び子ども・子育て支援事業（子ども・子育て支援事業計画）

◇今後5年間の教育・保育の量の見込み（人）

教育・保育提供区域	1年目（令和7年）				2年目（令和8年）				3年目（令和9年）						
	3～5歳		0～2歳		3～5歳		0～2歳		3～5歳		0～2歳				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号		3号			
	教育のみ	保育の必要性あり		保育の必要性あり		教育のみ	保育の必要性あり		保育の必要性あり		教育のみ	保育の必要性あり		保育の必要性あり	
幼保の 学校教育 の利用希 望が強い		左記 以外		0歳	1～2 歳		幼保の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外		0歳		1～2 歳	幼保の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	
全体	8	34		11		8	34		11		8	35		13	
		21	13	3	8		21	13	3	8		22	13	4	9
小学校区 （さくら）	4	27		9		4	27		9		4	28		11	
		16	11	2	7		16	11	2	7		17	11	3	8
小学校区 裏磐梯	4	7		2		4	7		2		4	7		2	
		5	2	1	1		5	2	1	1		5	2	1	1

教育・保育提供区域	4年目（令和10年）				5年目（令和11年）					
	3～5歳		0～2歳		3～5歳		0～2歳			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号			
	教育のみ	保育の必要性あり		保育の必要性あり		教育のみ	保育の必要性あり		保育の必要性あり	
幼保の 学校教育 の利用希 望が強い		左記 以外		0歳	1～2 歳		幼保の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外		0歳
全体	8	35		13		8	35		13	
		22	13	4	9		22	17	4	9
小学校区 （さくら）	4	28		11		4	28		11	
		17	11	3	8		17	11	3	8
小学校区 裏磐梯	4	7		2		4	7		2	
		5	2	1	1		5	2	1	1

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保対策

#### （1）対象事業

量の見込みの設定にあたっては、過去5年間（令和2年～令和6年）の人口動向及び事業実績をもとに推計を行い、確保の内容を踏まえ、調整を行いました。

また、令和4年児童福祉法改正により3事業、令和6年子ども・子育て支援法改正により3事業が新たに追加されたため、本村においても関係機関の協力を得ながら計画的に実施します。

#### ◇対象事業

事業名称		備考
1	利用者支援事業	
2	時間外保育事業（延長保育）	
3	放課後児童健全育成事業	
4	子育て短期支援事業	
5	地域子育て支援拠点事業	
6	一時預かり事業	
7	病児病後児保育事業	
8	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
9	妊婦一般健康診査	
10	乳児家庭全戸訪問事業	
11	養育支援訪問事業	
12	物品の購入等に係る助成事業	
13	多様な主体の参入促進事業	
14	子育て世帯訪問支援事業【新規】	児童福祉法の改正による新規三事業
15	児童育成支援拠点事業【新規】	
16	親子関係形成支援事業【新規】	
17	妊婦等包括相談支援事業【新規】	子ども・子育て支援法の改正による新規三事業
18	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】	
19	産後ケア事業の提供体制の整備【新規】	

## （2）量の見込みと確保対策

ここでは、コーホート変化率法※により推計した将来児童数をもとにアンケート調査による各事業のニーズ量を算出し、過去の実績を踏まえて量の見込みを設定しています。

〔※コーホート変化率法：各コーホート（同じ年又は同じ期間）の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。〕

### ①利用者支援事業（全域）

児童又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供や相談、助言のほか、関係機関との連絡、調整を行う事業です。

本村では、令和元年10月1日に、北塩原村保健センター内に「北塩原村子育て世代包括支援センター」を開設し、保健師により対応しています。

また、今後、母子保健機能と児童福祉機能を合わせ持つ「こども家庭センター」を設置し、妊娠期から子育てに係る資源・サービス等について、情報提供をするだけの場でなく、子育てニーズを把握し、関係機関との連携及び調整、地域課題の把握など、多様なニーズに対し調整・対応できる体制の強化を図ります。

単位：か所

区域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全域	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保方策	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0

### ②時間外保育事業（延長保育）（小学校区）

通常の利用日や利用時間以外に児童の保育を行う事業です。

本村ではこれまで芙蓉保育園において事業を実施しています。

これまでの利用実績、令和6年度アンケート調査による推計及び入園申込み等を踏まえ、サービス量の見込みを下表のとおり推計し、サービスの確保を図っていきます。

単位：人

区域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
さくら小学校区	①量の見込み	7	7	7	7	7
	②確保方策	7	7	7	7	7
	②-①	0	0	0	0	0
裏磐梯小学校区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保方策	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0

### ③放課後児童健全育成事業（小学校区）

保護者が就労等により日中家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊びの場及び生活の場を提供するとともに児童の健全育成を図る事業です。

これまでの利用実績及び令和6年度アンケート調査による推計を踏まえ、サービス量の見込みを下表のとおり推計し、サービスの確保を図っていきます。

単位：人

区域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
さくら 小学校区	①量の見込み	29	29	30	30	31
	②確保方策	29	29	30	30	31
	②-①	0	0	0	0	0
裏磐梯 小学校区	①量の見込み	13	13	13	13	13
	②確保方策	13	13	13	13	13
	②-①	0	0	0	0	0

### ④子育て短期支援事業（小学校区）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等において宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

本村においては該当者がなく実施していませんが、事業を実施できる体制を整備していきます。

### ⑤地域子育て支援拠点事業（小学校区）

家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、子育て中の親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等の緩和、こどもの健やかな育ちを支援する事業です。

本村では、令和元年度から、村保健センター内に「北塩原村子育て世代包括支援センター」を設置しており、村内の保育園や幼稚園とも連携し、親子が利用できる交流スペースの確保やイベント等を実施しています。母子健康手帳の交付から乳幼児健康診査、親子ふれあい広場等での育児相談等、親子が地域で孤立しないための交流機会確保や相談支援の充実を図ります。

単位：人（延べ）

区域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
さくら 小学校区	①量の見込み	78	78	78	78	78
	②確保方策	78	78	78	78	78
	②-①	0	0	0	0	0
裏磐梯 小学校区	①量の見込み	52	52	52	52	52
	②確保方策	52	52	52	52	52
	②-①	0	0	0	0	0



⑥一時預かり事業（小学校区）

◇一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園児の保護者が就労等により昼間家庭にいない在園児を対象に、幼稚園において行う預かり保育事業です。

これまでの利用実績及び令和6年度アンケート調査による推計を踏まえ、サービス量の見込みを下表のとおり推計し、サービスの確保を図っていきます。

単位：人（延べ）

区域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
さくら 小学校区	①量の見込み	6,096	6,096	6,096	6,096	6,096
		(24)	(24)	(24)	(24)	(24)
	②確保方策	6,096	6,096	6,096	6,096	6,096
		(24)	(24)	(24)	(24)	(24)
	②-①	0	0	0	0	0
	裏磐梯 小学校区	①量の見込み	1,432	1,432	1,432	1,432
(8)			(8)	(8)	(8)	(8)
②確保方策		1,432	1,432	1,432	1,432	1,432
		(8)	(8)	(8)	(8)	(8)
②-①		0	0	0	0	0

※下段の（ ）は1日あたりの利用者数（人）＝年間利用者数／（52週×5日/週）

◇一時預かり事業（一般型（幼稚園型を除く））

就労等により断続的に家庭で保育ができない場合、又は、緊急・一時的に保育ができない場合などに、一時的に児童を預かる事業です。

本村において対象となる施設はありませんが、令和6年9月より利用可能となった喜多方市の子育てサポート・センターでの利用促進を行いながら、今後のニーズを踏まえ、村内でも事業を実施できる体制を検討していきます。

単位：人（延べ）

区域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
さくら 小学校区	①量の見込み	260	260	260	260	260
		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
	②確保方策	260	260	260	260	260
		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
	②-①	0	0	0	0	0
	裏磐梯 小学校区	①量の見込み	52	52	52	52
(0.2)			(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.2)
②確保方策		52	52	52	52	52
		(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.2)
②-①		0	0	0	0	0

※下段の（ ）は1日あたりの利用者数（人）＝年間利用者数／（52週×5日/週）

⑦病児病後児保育事業（小学校区）

病気が回復期に至らない症状の急変が認められない児童で、就労等により保護者が日中に家庭で保育ができない児童を、保育園や病院等に付設された専用のスペースにおいて一時的に預かる事業です。

本村においては対象となる施設がなく、実施していませんが、今後のニーズを踏まえ、事業を実施できる体制を検討していきます。

単位：人（延べ）

区域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
さくら 小学校区	①量の見込み	242	242	242	242	242
		(0.9)	(0.9)	(0.9)	(0.9)	(0.9)
	②確保方策	242	242	242	242	242
	②-①	0	0	0	0	0
裏磐梯 小学校区	①量の見込み	48	48	48	48	48
		(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.2)
	②確保方策	48	48	48	48	48
	②-①	0	0	0	0	0

※下段の（ ）は1日あたりの利用者数（人）＝年間利用者数／（52週×5日/週）

⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（小学校区）

子育て中の保護者や子育てに関心のある者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、その援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本村においては実施していませんが、喜多方市と締結する「喜多方地方定住自立圏共生ビジョン」に基づき、喜多方市との共同設置に向けて、西会津町を含めた3市町村で引き続き検討していきます。

⑨妊婦一般健康診査（全域）

妊産婦の健康の保持及び増進を図り、安心・安全な出産に資するよう、母子保健法第13条に基づき実施する事業です。

本村においては、全ての妊産婦を対象とし、妊婦健康診査15回に加え、産後2週間及び産後1か月健康診査の2回を公費負担により実施しています。また、ハイリスク妊産婦に対しては、関係機関と連携し訪問指導等を行うなど、妊娠から産後まで妊産婦の健康管理に努めます。

単位：人回

区域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全域	①量の見込み	85	85	85	85	85
	②確保方策	85	85	85	85	85
	②-①	0	0	0	0	0

⑩乳児家庭全戸訪問事業（全域）

子育ての孤立化を防ぐため、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行うほか、支援が必要な家庭に対し適切なサービスの提供を行う事業です。

本村では、生後2か月を目安に保健師による訪問を実施しています。

長期的に遠方へ里帰りをする場合は、里帰り先の市区町村に訪問を依頼するなど、継続的に支援の必要な乳幼児や保護者の早期発見に努め、関係機関と連携して切れ目のない支援を実施します。

単位：世帯

区域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全域	①量の見込み	5	5	5	5	5
	②確保方策	5	5	5	5	5
	②-①	0	0	0	0	0

⑪養育支援訪問事業（全域）

上記⑩の乳児家庭全戸訪問事業により、養育支援が必要と認められる家庭や、特定妊婦（支援が必要と認められる妊婦）、要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）の家庭の把握に努め、関係機関との連携により当該家庭及び児童への支援を行う事業です。

継続的に支援が必要な家庭に対し、保健師等が訪問し、養育に関する相談を行う等、地域や関係機関と連携しながら、支援を実施していきます。

単位：人

区域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全域	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保方策	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0

### ⑫物品の購入等に係る助成事業（全域）

要保護・準要保護家庭への一部費用の助成を行う事業です。教育・保育の利用における日用品や文房具等の物品の購入に要する費用や行事への参加等に要する費用について助成を行います。

本村ではこれまで年平均12人（令和元年度～令和5年度）の利用がありました。これまでの利用実績及び今後の児童数の見込みから、サービス量の見込みを下表のとおり推計し、サービスの確保を図っていきます。

単位：人

区域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全域	①量の見込み	8	8	8	8	8
	②確保方策	8	8	8	8	8
	②-①	0	0	0	0	0

### ⑬多様な主体の参入促進事業（全域）

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

村内においては、さくら小学校区、裏磐梯小学校区に村立幼稚園が1園ずつ（計2園）あり、保育所は、さくら小学校区内に社会福祉法人が開園した芙蓉保育園の1園となっています。

現在、新たな民間参入の動きはありませんが、裏磐梯小学校区内において、3号認定を対象とする保育施設がないことから、今後、地域の状況等も踏まえながら、民間事業者の参入促進についても、状況に応じて検討していきます。

### ⑭子育て世帯訪問支援事業【新規】

令和7年度より新たに開始される事業で、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

今後のニーズを踏まえて、家庭が抱える様々な課題の解決に向け、支援の方法を検討していきます。

### ⑮児童育成支援拠点事業【新規】

令和7年度より新たに開始される事業で、養育環境等に課題を抱える学齢期の児童に対して、安全・安心な居場所を提供し、生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート等を行うことに加え、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行うことを目的とした事業です。

現在対応できる体制が整備されていないため、今後の対応について関係機関と検討していきます。

⑩親子関係形成支援事業【新規】

令和7年度より新たに開始される事業で、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供や相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

本村では、現時点で体制が整備されていないため、関係機関と連携しながら、近隣市町村との広域的な取組を推進するなど、今後の体制整備に努めます。

単位：人

区域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全域	①量の見込み	0	3	4	5	5
	②確保方策	0	3	4	5	5
	②-①	0	0	0	0	0

⑪妊婦等包括相談支援事業【新規】

令和7年度より新たに開始される事業で、妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援を行う事業です。

本村では、令和4年度より伴走型相談支援と北塩原村出産・子育て応援交付金（令和7年度から、妊婦のための支援給付金）による経済的支援を一体的に実施し、保健師との面談等により情報提供や相談等を実施しています。

母子との面談等を早期に実施することで、利用ニーズを的確に把握し、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、必要な情報の提供や相談支援に取り組み、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に取り組みます。

単位：人

区域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全域	①量の見込み	5	5	5	5	5
	②確保方策	5	5	5	5	5
	②-①	0	0	0	0	0

⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、0歳6か月～2歳の未就園児を対象にし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）の創設が令和7年度から予定されています。

令和8年度からは全自治体での実施が位置づけられているため、利用ニーズや保護者の働き方などを踏まえ、事業の実施に向けた体制整備に取り組みます。

単位：人

区域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全域	0歳児	1	2	2	2	2
	1歳児	1	1	2	2	2
	2歳児	0	0	1	1	1
	①量の見込み計	2	3	5	5	5
	0歳児	1	2	2	2	2
	1歳児	1	1	2	2	2
	2歳児	0	0	1	1	1
	②確保方策計	2	3	5	5	5
	②-①	0	0	0	0	0

⑲産後ケア事業の提供体制の整備【新規】

令和7年度より新たに開始される事業で、産後1年未満の母子を対象に、指定の医療機関・助産所等において、助産師等による心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行います。

本村では、平成29年度より産後ケア事業を実施しており、利用ニーズを把握しながら、出産期からの切れ目ない支援を実施していきます。

単位：人日

区域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全域	①量の見込み	5	5	5	5	5
	②確保方策	12	12	12	12	12
	②-①	7	7	7	7	7